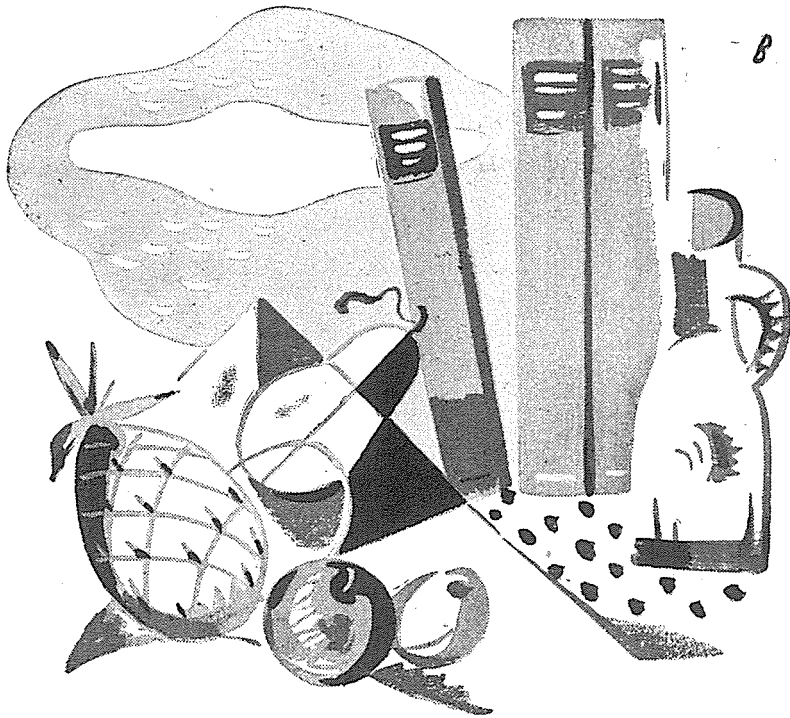


報學學大西哥

號八十六百第

月四年四十和昭



行發局報學學大西關

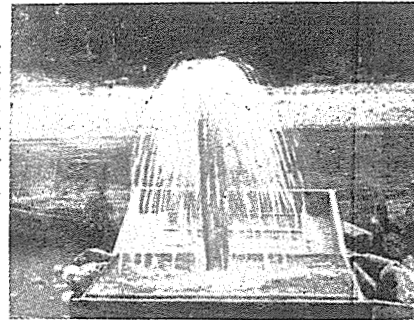
◎大阪市會議長中田守雄氏、同市會議員野田照美氏、其外知名體驗者各位の發起にて鮎川鑛泉普及會を組織せられたるに付奮つて御入會を請ふ。(會費不要)

國策
順應

舉國總健飛躍之魁

體位
向上

鮎川鑛泉噴水の狀況



侍醫 醫學博士 西川義方先生
東大物 醫學博士 三澤敬義先生
療内科 醫學博士 酒井谷平先生
溫泉協會理事 御推獎・國寶的折紙付

○天惠自然の配劑理想的高級飲料

純粹天然 鮎川鑛泉

○特效顯著・治癒體驗者禮狀山積

免許清涼飲料水

○適應症 (腎臟、糖尿、高血壓、胃腸、脊髓、關節炎、呼吸器、肝臟、膽石、心臟、神經痛、リウマチス、性病、皮膚病、婦人病、宿醉、其他火傷、切傷、水虫、顯疹等)

○鮎川溫泉地・内湯旅館完備 (紀勢線朝來驛下車バスの便二十分)

健康増進老衰防止!

難病治癒の國寶飲料



溫泉興業株式會社
鮎川鑛泉療法研究所

大阪市天王寺區石ヶ辻町一〇一

電話 天王寺 ⑦ 四六一八番

◎薬で治らぬ病患者、衰弱を嘆く人は速に鮎川鑛泉療法研究所へ相談せられよ。

目次

時局と我が學園……神戸正雄(一)
保證發行限度の擴張と通貨膨脹 ……森川太郎(三)
新支那商標法と商標…… ……岸本芳夫(六)
學内報……(八)
卒業式—入學試験—人事異動—卒業進級成 績優良者—かくほう抄
校友……(一〇)
大連支部—千里山十期會—會員消息
昭和十四年卒業生氏名……(一四)



時局と我が學園

法學博士 長 神戸正雄

我が學園にありては、常に、學術の教授、研究にのみ力を用ゐず、人格の陶冶、國家思想の涵養に、即ち精神的、道德的方面にも心掛けて居るのであるが、私は今日の時局下にては、一層、此點に意を用ゐたいと思ふ。

一昨年七月七日の事變發生以來、茲に一年九箇月、戦は我方の有利に展開し、東亞の制海權と制空權とは完全に我手に歸し、支那本土に於ける要衝は殆んど凡べて我軍の抑ゆる所となり、蒋介石軍は益々後退を餘儀なくせられ、隨ふて蔣政權は最早單なる一地方政權となつてしまつた譯で、當り前ならば雄和にならなくてはならぬ筈である。然るに彼は其洪大無邊の攻むるに難き輿地と、露、英、佛等の物質的援助とを頼んで、飽迄も長期抗戰を叫んで居る。それで我方としては東亞の安定、新秩序の建設の爲めに何としても堅忍持久、長期應戰の態度を續けなくてはならず、其爲めには今後、莫大なる資材を投じなければならぬ。

時局を乗切る爲めには、我國家は九十四億の巨額にも上ほる十四年度豫算を遂行することになり、此外之に伴ふ生産力擴充の遂行が必要であり、年に少くとも百億圓貯蓄を目標として進まなくてはならぬとし、他方、對外關係にしては軍需品の原料として外國から絶對に供給されなくてはならぬものがあり、少くとも其を償ふだけ平和消費資料の輸入を減じ、又は輸出を増加しなくてはならぬの必要を有つ。

斯かる事情の下に、消費者階級たる學生の國家に對する第一義務としては節約でなければならぬ。日常の衣食も、保健に支障なきだけにては、出来るだけ質素にし、まして保健上に害となるやうな飲食は一切遠慮すべきである。學用品たる筆墨紙等につきても一段と節制しなければならぬとする。

一朝召集の命が下つたときには、欣然として其任務に就くは勿論の事、未應召中の學生とても、平生、身心の鍛錬に力を用ゐなくてはならない。彼等の多くのものは艦が軍務に就くべきものだから、身體を強健にし、勤務に堪へ、困苦缺乏に堪へるやうにして置かなければならぬ。さもなければ折角の時に用に立たないやうになつてしまふ。精神上には特に團體的行動の出来る訓練を爲し、敢へて易きを求めず、進んで難きを引受ける氣概を養ふことも肝要である。

それで時局下の學園としては、緊張した氣分を以て學生諸子を指導したく、單に學問智識の注入にのみ力を用ゐず、教練や、集團勤務作業にも一層力を入れたいのである。學生各個としても、生活の簡素化に一段と氣を附けらるることを希望して已まないものである。



保證發行限度の擴張と通貨膨脹

教授 森 川 太 郎

去る第七十四議會に於て日本銀行、臺灣銀行、朝鮮

銀行の兌換銀行券保證發行限度の擴張に關する法律案が提出せられ、近く公布實施せられる運びとなつてゐる。これに依ると日本銀行の保證發行限度は十七億から五億圓増して二十二億圓となり、臺灣銀行の夫は五千萬圓から八千萬圓に、朝鮮銀行の夫は一億圓から一億六千萬圓に各々擴張せられることになる。これ等保證發行限度の擴張を規定してゐる法律は、何れも支那事變終了後一年内に廢止せられることとなつて居り、斯くの如き措置が臨時的性質のものたることを示してはゐるが、過去數次に互る保證發行限度擴張の跡を辿ると聊か感慨なきを得ない。

即ち日本銀行の保證發行限度は明治三十二年以來永く一億二千萬圓であつたのが、滿洲事變の翌年昭和七年の七月に一躍十億圓に擴張せられ、次いで昨年四月に十七億圓まで増加せしめられたのが、更に今回の擴張となつたのである。又臺灣銀行及び朝鮮銀行の保證發行限度は、大正七年以來二千萬圓と五千萬圓とに定められてゐたのが、昭和十二年九月から五千萬圓と一億圓とに引上げられ、一年半餘りにして又今次の擴張となつたものである。近年に於ける我國の經濟的發展

の急調もさることながら、通貨供給機構としての保證發行限度擴大の速度も亦、相當忙しきものであることを否定し難いであらう。

云ふまでもなく今回の保證發行限度の引上げは、最近我國に於ける銀行券發行高膨脹の勢が極めて顯著にして、上に見たる屢次の限度擴張を以てしても尙、通貨供給操作に若干の窮竅さを免れ得なかつたが爲めである。試みに日本銀行の發行狀態に就きて昨年末來の推移を見るに、十二月十六日に於て發行高二十二億一千八百萬圓に達し、早くも限外發行一千七百萬圓（正貨準備高五億一百萬圓及び保證發行限度十七億圓を超過する部分）を出したが、十二月三十日には遂に發行高二十八億五千九百萬圓（限外發行六億五千八百萬圓）の最高額を記録した。爾後收縮の過程は順調に運び本年一月十一日までには六億六千七百萬圓を減じて、限外發行も消滅したとは云へ、此間限外發行の繼續期間は二十六日間にと及んでゐる。而も月中平均發行高は昨年十二月が二十三億三千五百萬圓、本年一月が二十二億九千六百萬圓、同二月が二十二億三千四百萬圓となつて居り、各月を通じて平均して限外發行が出現してゐることゝなる。

然るに斯くの如く月中平均的に限外發行が出現してゐることは、限外發行其ものゝ意義を没却し去るに等

しい。蓋し我國發行制度の建前に於ては、保證發行限度内の供給を以て平日に於ける通貨供給に充分なるものとし、此限度以上にする所謂限外發行は、經濟界の異常事態に應ずる臨時應急なる發行とせらるゝが故である、即ち限外發行は經濟界の過大膨脹を報ずる危険信號であり、これが出現を見ては中央銀行は直ちに通貨收縮政策をとらなければならぬ筈のものである。然るに最近に於ける我國の通貨發行狀況は、上記の如く限外發行を殆ど常態化するに至つて居り、而も近き將來此通貨膨脹の勢が俄かに反對の方向に一轉する見透しは立てられ難い。依つて當分の百二十二、三億圓程度の發行高を以て日本銀行の平常的發行と見、金準備増加の期待し難き事情をも考慮に加へて、限外發行に危険信號たる本來の意味を有せしめんとすれば、保證發行限度の擴張は當然の歸結である。即ち發行高の季節的增加に應じ得る爲め平常四、五億圓程度の發行餘力を保たしめ置くべく、今回保證發行限度五億圓の擴張が行はるゝに至つた所以である。

さて今次保證發行限度の擴張が行はるゝに至りし理由は凡そ以上の如くであるとして、茲に看過し得ざる事實は近年我國に於ける著しき通貨膨脹の趨勢である。此事實は既に近年頻々たる保證發行限度の引上げが反面にこれを物語つて居り、更に昨年末來の膨脹を示す若干の數字は上にも引用したが、尙年次的趨勢を明かならしめる爲めに、左に最近五ヶ年間の日本銀行發行高の推移を示す一表を用意した。依つて見るに日本銀

行の發行高は過去五ヶ年間に、年中平均に於て約十一億七千九百萬圓から約十九億二千萬圓に、年末發行高に於て約十六億二千七百萬圓から約二十七億五千五百萬圓に急膨脹してゐる。臺灣、朝鮮兩銀行の發行高も勿論著増してゐるが、我國に於ける通貨膨脹の大勢はこれを以て凡そ推知し得るであらう。(單位千圓)。

日本銀行券發行及流通高

年	年中平均		年末現在	
	發行高	準備充當高	發行高	準備充當高
昭和九年	一、二七、五二六	六、五五九	一、六七、四九一	六、九二〇
一〇年	一、四七、五五五	六、九〇一	一、七六、五五五	一、五八、六六五
一一年	一、四〇、四四六	〇、一、五八	一、八五、七〇三	一、七五、四三三
一二年	一、五五、四〇八	九、六七〇	二、〇五、〇七〇	二、〇〇、五五五
一三年	一、九六、九三四	二、六、六四	二、七四、九三三	二、〇〇、七六六

尤も斯くの如き日本銀行發行高の著しき増加に關しては、次の如き事情も斟酌せられなければならない。即ち發行高の増加が、直ちに其まゝ我國内に於ける日本銀行券流通高の増加を示すのではないと云ふ事情これである。其故は發行せられたる日本銀行券の若干は他の發行銀行即ち臺灣、朝鮮兩銀行の發行準備に充當せられつゝあるからである。兩銀行の中朝鮮銀行は以前より日本銀行券を金と相並んで正貨準備の一部に充當してゐたが、現在では正貨準備たるべきものが凡て日本銀行券となつてゐる。これは昭和十二年八月金準備再評價、金資金會計の設定と共に、臺灣銀行法、朝鮮銀行法にも改正が加へられて、兩行の保有金は悉く日本銀行に集中せられ、兩行はそれに代へて日本銀行券を正貨準備に充てることとなつた結果である。臺灣

銀行が日本銀行券を發行準備となしたのは此時以來であつて、これ等の事情に依つて昭和十二年末以後、他銀行の發行準備とせられる日本銀行券の高は著増した。従つて此高を發行高より控除した残りが國內に於ける流通高(諸銀行保有高及び一般流通高)となり、これが一層實際に近き通貨膨脹の度合を表示することにな

る。前表中差引流通高の數字は此意味に於ける實際流通高を示す。

尙昭和十二年以來中支方面に相當額の日本銀行券が流通しつゝあることも考慮に加へられる。即ち此額も國內流通高より控除せらるべきであるが、今其額を的確に知るを得ないから、前掲の表にはこれが計數を算入してゐない。

しかしこれ等二三の事情を適宜に斟酌するとしても近年我國に於ける顯著なる通貨膨脹の趨勢は依然として否定し難き事實である。

三

茲に於て必然問題となるは、斯かる著しき通貨膨脹が抑も何を意味するや、換言すれば斯くの如き状態に

於て我國の通貨状態は尙健全なりと云ひ得るや否や、である。勿論過去數年來の我國經濟事情を顧みれば、或程度の通貨膨脹は何人もこれを止むを得ずとするであらう。經濟機構の發展、生産、取引量の増大と共に通貨の流通量も従つて増加すべきことは、凡そ推量せられ得るところである。我國の現状に於て、通貨の膨脹其ことを不健全なりとする論者は恐らくあるまい。依つて問題は自ら膨脹の程度如何と云ふことになる。今日の程度に於ける通貨の膨脹が、既に健全状態の域を逸脱せるにあらざるや否や人々の關心は専ら此一點にかゝるであらう。

通貨の膨脹を其程度に依りて、健全なるそれと否とを判別せんが爲めには、先づこれを照合して判定すべき何等かの客觀的規程が求められるであらう。而して從來其實用的なる規程として取り上げられしものは實は發行制度の定むる一定の制限であつた。即ち發行高の増加が法定の保證發行限度内に止まる間は、大體に於て通貨膨脹の慮れなしとせられ、此限度を超えて限外發行を見る場合其處に危険信號出づと見られたること、既に一言せる如くである。此規程に依れば保證發行限度内の膨脹は概して健全にして、限外發行に及ぶ膨脹は不健全なりと云ふことになるであらう。

しかし云ふまでもなく此種の規程は、我國現在の通貨状態を判斷する上には適用するを得ない。蓋し我發行制度の現状に於ては、保證發行限度其ものが頻々と更改せられ、此制度上の限度に依つて現實の發行が規約せらるると云ふよりも、寧ろ現實の發行状態に追隨して保證發行限度が擴張せられ行く趣きを示してゐるが故である。五億圓の保證限度擴張に依つて限外發行が

消滅する時等しく發行高二十三億圓の通貨状態が俄かに健全性を回復せりとは、何人も考へないであらう。

殊に我國の發行制度に於ては假りに保證發行限度が不變なる場合に在つても、限外發行の有無を以て直ちに全體としての發行高の多寡を推し測り得ないことがある。即ち保證發行限度が一定であつても正貨準備發行高が變化し得るからであつて、例へば二十五億圓の發行高は、正貨準備八億圓、保證發行限度十七億圓なる時未だ限外發行を生ぜざるも、正貨準備五億圓に減少すれば忽ち三億圓の限外發行を出だす結果となる。

事實問題として我日本銀行の正貨準備高は、金準備再評價以來八億一億圓に固定せられてゐるが、昨年七月其中より三億圓を現送して外國爲替基金を設定せる爲め、以來五億一億圓に減じ、それだけ保證發行限度内に於ける日本銀行の發行力を減殺せしこととなつてゐる。而して此關係も亦今回の保證發行限度擴張の一理由に取入れられたのである。

いづれにしても限外發行の出現と否とは特に我國の現在に於て、通貨状態の健全、不健全を判定する規準とはならない。従つて又保證發行限度の新擴張に依り今後當分の間人々は限外發行の危険性から免れ得るであらうけれども、其事は現在の通貨膨脹に健全性の保證を與へしものでは決してないのである。

四

少しく誇張して云へば我國經濟界は、昭和七年以來絶えず悪性インフレーションの夢魘に襲はれ續けた。

世界大戦後獨、奥、露等の諸國に於て國民の經濟生活を覆没し去つた紙幣の大洪水が、我國にも今に捲き起されるのではないかと危懼を以て、人々は通貨の膨脹を憂成し、其對策を論議しつゝ今日に及んでゐるのである。而して斯かる懸念は全然故なきにあらず、其根因は周知の如く年々巨額に上る公債の日本銀行引受發行に在る。殊に支那事變發生後は此日本銀行引受に依る公債の發行高が、年四、五十億圓の程度にも及ぶ状態となつてゐる。

屢説かるゝ如く公債の日本銀行引受發行は、それだけ日本銀行に依る通貨の造出を意味し、金兌換停止の下に於てはそれは恰も政府に依る不換紙幣の増發と實質に於て異ならない。従つて若し公債引受を通じて日本銀行の造出する通貨が、其まゝ常に流通界に堆積し行くものとすれば、我國には今日を俟たずして巨大なる紙幣インフレーションが生じて居たであらう。しかし實際には政府の撤布する資金が金融市場を通じて日本銀行保有公債の買入に向ひ、所謂公債消化が比較的順調に行はれた爲めに、所謂悪性インフレの禍害を惹起しなかつたのである。故に此關係を逆に見れば公債消化の停頓は、即ち憂ふべき通貨膨脹の兆候を示現すとも云ひ得られるであらう。

云ふまでもなく市場に消化せられざりし公債は、日本銀行の保有に残る。依つて説を爲す者曰く、日本銀行公債保有高の増加は我國に於けるインフレーション進行の度合を示すものであり、公債保有高の増加に對應する發行高の増加は云はゞ政府の債務を引當てとす

る銀行券の増發を意味するから、それだけ通貨の不健全なる膨脹をあらはすものである、と。然るに事實に於て日本銀行の公債保有高は、過去に於ける公債の消化が比較的順調なりとは云へ、近年相當著しき増加を示してゐる。即ち下の表に見らるゝ如く昭和九年末には六億四千七百萬圓程度なりしものが、昭和十二年末には十一億二千六百萬圓、昨年末には十八億四千一百萬圓に著増してゐるのである。然らば斯くの如き日本銀行公債保有高の増加は、果して論者の云ふが如く不健全なる通貨膨脹の憂ふべき證左たるであらうか。

此點を詳しく吟味する爲めには可成り多くの論點に觸れなければならぬ。しかし差當つては公債保有高の増加に伴ふ日本銀行の發行増加が、今日必しも不健全なる通貨膨脹の一證左となし得ざる所以を明かにしやうと思ふ。既に一言せし如く經濟活動が全體として膨脹する時、それに相應じて或程度の通貨膨脹は免れ難い。膨脹する通貨は云ふまでもなく日本銀行に依つて供給せられねばならないが、日本銀行の通貨供給は結局正貨準備發行か保證準備發行かに依る外はないであらう。然るに我國の近狀に於て正貨準備發行の増加は生じ得る餘地がない。保證準備發行は一般諸銀行への貸出か、政府公債の引受かを通じて行はれるのであるが、後の過程を通じての通貨供給が潤澤である近年に於ては、前の過程に依る保證準備發行は多く行はれない結果を見てゐる。此事實を明示する爲めに、日本銀行勘定に於ける關係諸項目の最近五ヶ年に互る推移を表示すれば左の如し、單位百萬圓。

日本銀行勘定に於ける通貨供給關係の項目

	銀行券發行高及 當座預金高合計	正貨在高等	割引手形	外國金	公有高債
昭和九年 十二月廿九日	一、八九六	四六六	七三三	一五五	六七
昭和十年 十二月廿八日	一、九五五	五〇四	六三三	一四	七六
昭和十一年 十二月廿六日	二、〇六四	五〇六	六三三	一五	七六
昭和十二年 十二月廿五日	二、四〇三	六〇一	四六六	一七	七六
昭和十三年 十二月廿一日	二、六六六	五〇一	四七七	一五	七六

即ち第一欄は通貨供給の現在高を示す銀行券發行高プラス日本銀行當座預金高であつて、これは勿論逐年著しき増加を示してゐるが、第二欄の正貨準備高は再評價に依る一時的變化を別にして大體同じ水準を保つてゐる。第三欄の割引手形と第四欄の外國爲替貸金は民間諸銀行への貸出を示す主要項目であるが、兩者共に漸減を示し、單り第五欄の公債保有高のみ著増してゐることが看取せられる（割引手形中には所謂特種關係の別口手形を含んでゐるが、通貨供給の關係を見る上からは夫を區別する必要はない）。

要するに近年日本銀行に依る通貨の附加的供給は、殆ど専ら政府公債を準備として行はれてゐるのである故に若し我經濟界の近狀より推して或程度の通貨増發を必至なりとすれば、其増發が公債準備に依つて行はれたることを以て、直ちに通貨狀態の不健全なる證左乃至悪性インフレ進行の兆候なりとなすには當らない政府公債が發行準備の物件として適當なりや否やは、

自ら別に論ぜらるべき問題をなすであらう

五

勿論以上の如く論證し來つても問題は依然として残る。即ち現在の程度に於ける我國通貨の膨脹が果して健全と云はれ得るや否やである。而して此問題は既に觸れし如く結局、我國に於ける全體としての經濟活動の發展程度と照合して判定せらるべきであらう。それが爲めには産業規模の擴大、生産量並びに取引量、雇傭量の増大、國民所得の増加、物價水準の變動等が更に精細に検討せられねばならない。固よりこれ等多岐に互る論議は、茲に限られたる紙幅に於て能く爲され得るところではない。今は唯如上の簡單なる記述に依つて、問題への一層正確なる接近が達せられんことを庶幾する。

—一四・四・四—

高段圖書專門



二十段家書房

大阪市波島前御堂筋東
電話或波島三七七

新興經濟學への道

近頃、わが國の有力なる經濟學者のなかで、わが國民經濟にふさわしい、所謂日本經濟學の樹立を叫ぶ人達が多くなつて來た。これを一言に「時局の影響」だと片附ける見方は私の信ずるところでない。わが國經濟の特質をあらゆる角度から觀察すると、誰人もこれまでの萬民的の市場理論や統制理論で説き得ない或物の殘されてゐることに氣附くに違ひない。ひとは直ちにこれを外經濟的のものであるとなして排斥するかも知れないが、兎も角さういつたやうなものを採りあげてみるも新經濟學建設の一つの方法だといへよう。更に、同じやうな學問運動がナチス獨逸にも盛んに行はれてゐることを見逃してはならないし、これはまた直接間接にわが新學問の建設に刺激となり、見本理論ともなり得るであらう。然らば獨逸經濟學の構成に於て如何なる道が開かれてゐるのであらうか。これに就ては確かに幾つかの路線が考慮されてゐるとみることが出来る。そのうちでも、先人の業績に先づこれが輪廓をみいださんとする試みがなされてゐる。假令ゴツトルやシュパンやゾパルトなどが獨創力の豊かなるにもせよなほかゝる試みを放棄したとは考へ難い。現にゴツトルがクニース、シュパンがミュラーなどを稱揚してゐるほどだから。最近、金子弘氏によつて立派に邦譯されたウイスマン・リュトケ兩氏の「獨逸經濟學の道」はかゝる必要さを私達に教へて遺憾がない。この書はゴツトルの影響の下に立つ數氏の協力によるフイヒテ、ミュラー、リスト等に關する獨立の研究を始め獨逸國民經濟學の現時の諸傾向に至る十一の論文よりなつてゐる、叙上の目的からも或は學說史的興味からするも注目すべき著作の一つであらう。

（昭和一四・四・一四・赤羽）



新支那商標法と商標

校友 岸本芳夫

商標は商戦裡における商品の旗印であつて、對支貿易業者殊に新市場開拓を目指す關西業界は支那に於ける新商標法が如何に制定せられるかと多大の關心を有し、昨年來各方面より照會もあり、豫て我當局指導の下に起草中なりし草案もいよいよ完成したことを耳にしたので、本年二月渡支の上調査しその輪廓だけ明にし得たのである、その折、大陸の人々の趣味、嗜好等も些か調査して來たので御參考の爲に調査の結果を草した。

北支臨時政府

は昨年春南京政府の商標法を取りあへず踏襲する旨を發表し商標登録出願の受附を始めたが、我朝鮮よりその妥當ならざるを指摘され同月秋に至りその不合理を認めるや直に右告示を取消し、一旦受理した願書を却下すると同時に銳意新商標法の制定に着手したのである。

中支維新政府

も北支臨時政府に倣つて昨年七月南京政府の商標法を暫定的に認めることとし、更に昨年冬獨自の新商標法を公布して商標登録出願の受附を開始したのである。しかし維新政府新商標法公布の事實は自分が渡支中北京の〇〇部隊特務部に於いて初めて耳にしたことで、疊に昨年末我當局より支那新商標法制定に關し維新政府の意向調査に赴いたときにもそ

の事實が判明せずして、漸く去月中旬その事實を確め得たのであるが、該商標法は直に然るべき筋よりの交渉により廢止され一旦受理せられた願書は却下された筈である。

公布時期

は北支臨時政府當局も非常にこれを急ぎ、自分が北京に赴いた際にも「取引界の秩序保持・不正競争防止のためにも將又支那政府の權威のためにも最早遷延を許さない」とのこと、四月中には公布されさうであつたが、出来上つてある草案も未だ我が與亞院に正式に承認を求めて來て居ないなどより判斷して早くてまづ五月中と想像される。

新商標法の施行地域

は差當り臨時政府治下の地域のみとして置きその後適當な時機に中支及び蒙疆諸地方にも及ぼすか、乃至は最初から支那全土に及ぼすものとする建前をとるか未定であるが、何れにせよ商標法の主管官廳たる商標局は中華民國政府聯合委員會の所在地たる北京に設けられることと、新商標法によつて登録された商標は少く共將來支那全地域に涉り專用權を持つに至ることは確實で、名稱も施行地域の何に拘はらず中華民國商標法となる筈である。

實施時期

は公布日から三ヶ月後で、即ち公布後三ヶ月後に商標登録出願書類が受理されるのである、だから公布は早くて五月中故實施は早くて八月中とな

る見込である、一説に「五月中に公布になれば八月中に實施されねばならない、だが支那人が八月の暑さかりに忙しい目をするにはまづびら御免と來て、公布は早くても七月で實施は十月だよ」と、之も彼の地の人情・習慣に立脚した中々にうがち得た見方で或はそうなるかも知れない。

内容

は詳にしないが日本及滿洲兩帝國商標法を折衷したもので、現に南京政府登録商標で效力を有する商標は新法實施後六ヶ月以内に再出願すれば大體許可される、再登録料は拾圓、その存續期間は舊南京政府商標法により殘存期間が十年以上のもは拾年、殘存期間が十年以下のものはその殘存期間である。出願期限後の出願は全然新規の登録出願として取扱はれ何等の恩典もないから、是非上記に該當するものは期限内に出願せねばならぬ、また新規商標出願印紙料は五圓、更新出願印紙料は七圓、新規登録料は參拾圓、更新登録料は五拾圓、存續期間は拾年である、つぎに

指定商品の類別

は日本及滿洲國商標法と同一であつて、出願公告制が採用せられて居ることは我商標法と同一であり滿洲國商標法と相違する、異議申立印紙料は五圓、異議參加申請印紙料は參圓、そして出願及審判は二審判制が採用されるのである、こゝで注意を要するのは舊南京政府および現滿洲國商標法が最先使用者登録主義をとるのに對し新商標法は最先出願者登録主義によることである、つまり

最先使用者登録主義

は同じ出願が二つ以上出た場合その商標を最も早く使用したものに權利を認めるのであるが、後者は登録出願第一主義によるものであるから、新法實施後は速にその手續をせねば面倒なことが起り得る場合なしとせないのである、次に注意すべきは出願手續は支那に住所又は營業所を持たないものは必ず支那政府の公認した辨理士を通じてすべきで

萬一日本内地から直接支那商標局に出願すれば願書は不受理となり先願が後願となつたりすることである、そして商標を完全に保護するには商標主要部の登録のみで足るか、聯合商標もとらねばならないか、また全形登録の必要がないか、乃至は着色限定登録の必要の有無など法律的技術的に慎重に研究せねばならないのは勿論でいよゝとなつてあわてない様に今から準備して置く方がよからう。

最近交通機關がとみに發達し世界が著しく縮小されるにつれ各國民の趣味、嗜好が漸進的ながら接近し、漸次國際化せんとする傾向あるは見逃せない。しかし一國民の趣味・嗜好・風俗・習慣は地理的・社會的・宗教的に相當根強さのあるもので、殊に古い歴史を有する支那の一般民衆は甚だ保守的で古く馴染のあるものを喜ぶ傾向が強い、支那民衆はあらゆる事物を信仰的に善惡、吉凶、禍福に關聯させ縁喜を擡ぐことは事新しく斷はるまでもない。そして新規なものには親しまない、従つて初めての商標は中々信用せず馴染みのない商標を附した商品は容易に買はない、乍併一旦信用し親しみの生じた商標は永久に愛好しその商品の常得意となる。また永年に渉り使用せられた商標は「老牌」といつてこれを絶對的に尊重する氣風があるので近く來るべき支那新商標法公布を前にし關係當業者は支那市場に於いて確實なる販路を開拓せんとするには彼の地の人情、風俗、習慣及嗜好に投合したるものが少く共それ等に抵觸しない文字、圖形、記號及着色を商標として選定し一旦撰擇した以上はその使用は永年に渉るべきである、商標撰定上次のことは是非知つて置かねばならぬ。

圖形 龍は全能、高貴を象徴するものとして喜ばれ鳳凰及孔雀も靈鳥として愛される。しかしこれ等のものを廢物等に使用することは彼等の習慣に反するから、商標の撰擇と商品ならびにその用途との關係は十分研究を要する。

ら、商標の撰擇と商品ならびにその用途との關係は十分研究を要する。

蝠（蝙蝠）は福と音が通ずるためにその圖形は福の字と共に盛んに商標に使用せられる、鹿は祿に通じ鶴や麒麟は高貴を意味し、獅子は剛毅の意を表はすため其他猿、牛、馬、象、虎、猩々、駱駝、羊、山羊、牡雞、雁、錦雞、鴛鴦、鳩、蜂、蝶、鯉、支那金魚眼の飛び出たもの（等）も愛好されるのである。

龜は古來「千龜萬龜」と稱して龜そのものは嫌はないが、龜に似て居る鼈は「王八」と稱し音が「忘八」と同様なため仁、義、禮、智、信等の八徳を忘れるものとして極端に嫌はれる、その結果鼈に似た龜の圖は絶對に避くべきである、蛇は人類の敵と云はれてゐる、殊に化粧品等婦人に關聯あるものには絶對禁物である、其他狐、鰐、蝦蟇、蛇、蝎、犬、猫、鳥、梟、燕、豚、兎、猪は好まない。植物中牡丹は最も喜ばれるもので、花の咲きたるは富を表はし蕾のものは官位の貴さを表はすものとされ、桃は長壽の靈藥として珍重し石榴は實が多いから子孫繁榮の意味で歡迎される。梅、菊、竹、蘭を四君子と呼びて好む、其他柏樹、水仙、靈芝、桂花および蓮も好むものである。

樹木では楓、桐、柳は好まない、しかし梧桐は鳳凰に配したる場合のみ喜ばれる。

文字 は、福祿壽、富貴、遠年長久、仁、義、禮、智、信、等は好まれる。

實利主義から金錢上の利得繁榮を意味するものも喜ばれる。

震、振、平、惠、謙、延、稷、協、聚、通、完、維、達、宏、嘉、裕、昇、鼎、林、誠、美、明、寶、財、悅、昶、等は喜ばれる代表的のもので、禍、鬼、衰、病、疾、妬、窮、毒、暗、散、別、患、痛、惡、失、犯、罪、兇、離、死、等の凶相文字は嫌はれる。

概して我々にも不愉快な感ある文字は避けなければならぬ。日常の消耗品とか一時限りで直に廢棄される商品などには商品自體に文字を使用することは惜字の習慣上忌むやうである。

數字は一般に偶數を喜ぶ、尤も奇數でも「一」は頭一個（第一番）といふて喜び「三」と「五」も例外的に歴史的因縁から吉祥を聯想するものである。

色彩 黃は漢文明の發源地たる黃河流域の土が黃色を帶ぶる所から、此の色を以つて色の正なるものとし帝王の色と呼ばれ最も尙ばれる。但し鮮かな黃色でなければならぬ。

金色も最も喜ばれるものである。紅、赤、藍、綠も愛用するものであるが之又鮮かなものに限る。白は不吉の意味に用ひられるから已むなく白色を用ふる場合には光澤を附けるとか又地模様を附けるに越したことはない。黒も同様である。だから我國で大黒の圖形及文字は目出度ものとされるが彼の地では暗黒を意味し不吉とされる。濛色も亦嫌惡し排斥する。

支那人は一般に混色を好まない。間色は不純なものとするやうである。彼等は我々が優美高尚とするものより我々が濃厚華麗と感ずるものを好むから我々が見て派手過ぎると感ずる程度のもが彼等の嗜好に投じて趣味に合致するのである。

（筆者は昭和四年專門部法科出身の辦理士）



學内報

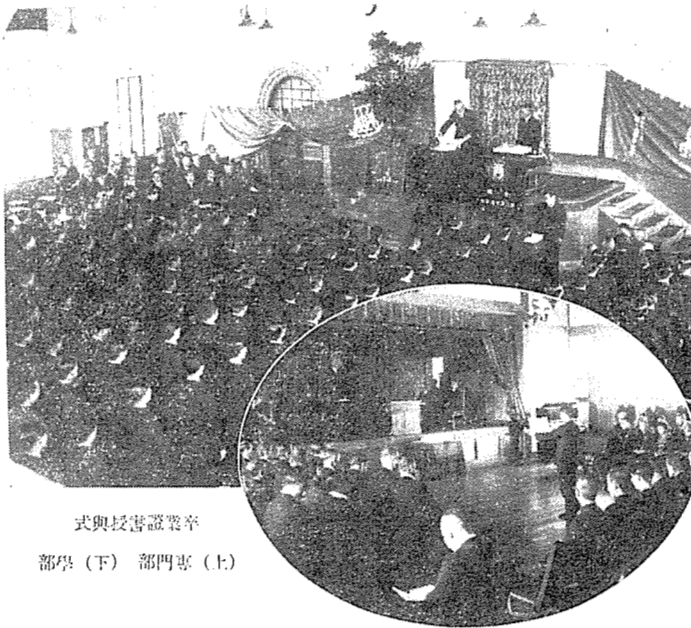
卒業證書授與式

本學卒業式は三月二十日、學部第十五回は午後二時より千里山學舍威徳館に於て、また専門部第一部第七回、同第二部第五十一回卒業式は、同日午前十時より天六學舍講堂に於て舉行された。

國歌合唱、證書授與ありて後、神戸學長の新卒業生に對する處世の道を訓諭するところあり、尙専門部にありては正井部長の告辭あり、文部大臣、大阪府知事、大阪市長、校友總代極本信雄氏、ならびに學士會理事長の祝辭ありて、次に卒業生總代の答辭あり、學歌齊唱して閉式した。

因に當日證書授與されたる數は左の通りである。

法文學部	一三一名
法律科	一一〇名
政治科	一五名
哲學科	六名
經濟學部	一〇九名



式與證書證業卒
部學 (下) 部門專 (上)

經濟科	五六名	商業科	五三名
專門部第一部	二一七名	經濟科	二一名
法律科	四一名	經濟科	五四五名
商業科	一五五名	國漢科	六一名
專門部第二部	二六八名	國漢科	一三名
法律科	一八〇名	豫科修了者	一七二名
商業科	二三名	第一豫科	三九名
英語科	二三名	第二豫科	一三三名

入學試驗施行

本學各部入學試驗は左記日程を以て施行された。

大學部	四月四日	千里山學舍
第二大學豫科	四月八・九日	同
第一大學豫科	四月八・九日	同
專門部第一部	四月六・七日	天六學舍
專門部第二部	四月三日	同

人事異動

四月一日附

法文學部長ヲ命ス	教授	中谷敬壽
經濟學部長ヲ命ス	教授	加藤金次郎
任期滿了ニ付法文學部長ヲ解ク	教授	木村健助
任期滿了ニ付經濟學部長ヲ解ク	教授	本莊鐵次郎
依願解職	教授	大山彦一
講師囑任	同	本莊鐵次郎
(學部・專門部)	同	福島四郎
(學部)	同	谷口知平
(學部)	同	本莊鐵次郎
(豫科)	同	村田敷之亮
(專門部)	同	長濱政壽
(專門部)	同	山本戸克巳
(專門部)	同	角田文雄
依願解職	同	山本美越乃
講師	同	安井源雄

昭和十四年三月卒業及豫科修了
成績優良並に佳良賞受領者

優良賞

高見 行雄(學部法科) 中野 耕一(學部法科)
中村 毅(學部法科) 安田 信一(學部經濟)
今井 康兼(學部經濟) 甲斐 龜夫(學部商科)
金戸 邦雄(學部商科) 弓場 晴男(專一法科)
北村 學(專二國漢) 松下 正巳(專二英語)
北川 行雄(第一豫科) 川邊 歲春(第一豫科)
河村 勝久(第一豫科) 川邊 歲春(第一豫科)

佳良賞

大先 一成(學部法科) 内田 修(學部法科)
山下 重彦(學部法科) 喜多村重光(學部哲學)
吉川千代造(學部經濟) 貴村 一雄(學部經濟)
伊原 友浩(學部商科) 檀 重雄(學部商科)
横山 茂樹(專一商科) 民谷 寛三(專一商科)
川合 忠雄(專二法科) 白石 晴祺(專二法科)
岩見 實(專二商科) 中桐 保(專二商科)
滿田 雅尙(專二國漢) 加味根養三(專二英語)
辻 義滿(專二英語) 松本 政治(專二英語)
三宅日出夫(專二英語) 望月 明憲(專二英語)
菅野 忍(專二英語) 植野 郁太(第二豫科)
佐々木心一(第一豫科) 金 瑚 守(第二豫科)
永野 亨榮(第二豫科) 星野 信夫(第二豫科)
横内 弘文(第二豫科)

皆勤賞

進級成績優等賞狀授與者

專門部第一部

(法二) ○野 瀨 一 門谷 壽郎 山本 市郎
(法二) 李 海 煥
(商一) ○南 富 雄 吉武喜久雄 長谷川隆吉
專門部第二部
(法二) 中島 義信
(經二) 寺田英治郎 藤 一裕
(商二) ○森井 四郎 ○中村 秀雄 西村 末治
山本 稔
(國二) 鈴木 繁造 横原 富雄
(經二) 早水 幸一
(商二) 姜 千文

(國二) ○村内 英一 ○中牧 忠一 大塚順三郎
吉澤 義竹 若野 定利
田中 勝次 中島登喜男
(英二) ○能世 元由 原田 勝
第一大學豫科特待生
第二學年 本多 四郎
第三學年 高梨 茂
第二大學豫科特待生
第二學年 入田 順雄

がくほう抄

▽磯部喜一氏(教授三月卅一、一日大阪學士會俱樂部に於ける學術振興會第二十三小委員會第四回會議に出席、尙同振興會昭和十四年度研究費を受く

▽中村 寅吉氏(豫科學生主事補) このたび奥津部隊岩橋部隊佐川隊に應召せらる

▽平尾 末吉氏(學部配屬將校) 三島郡吹田町泉町三二一七、樋口彦介方に轉居

▽柴田 定藏氏(學部學生主事補) 北區都島中通四ノ一四に轉居

▽袋井榮太郎氏(專門部生徒主事補) 應召留守宅は東區仁右衛門町五一三に轉居

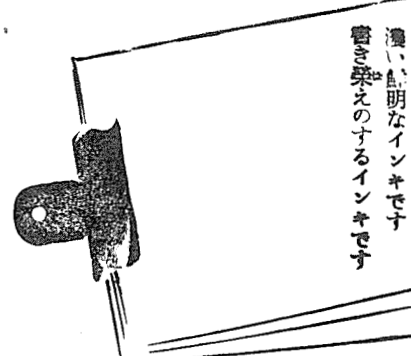
▽佐伯 千代氏(講師) 左京區下鴨下川原町壹に轉居

▽三谷 道磨氏(講師) 左京區松ヶ崎櫻木町貳に轉居

▽石田文次郎氏(講師) 左京區北白川追分町七七(電上六七五〇)に轉居

▽黒田 覺氏(講師) 上京區出雲路松ノ下町一〇ノ一に轉居

濃い、明るいインキです
書き染へのするインキです



用筆年万
キンイ
ーナグワ

校友

大連支部

秀麗會 二月二日午後六時半より連鎖街の「蓬萊そば」に於て第三十四會例会を開催す、そば屋の二階を解放せしめて三々伍々と集る、恰度義士の討入りみただねえと皆ニコ／＼、おいまだ安兵衛が見えぬ、勘平は追付け来るであらう、大高源吾は少し遅刻するらしいよと、遂々開會は七時になつて了ふ、今回は新顔井上欣助君あり、又新京より三宅美孝君が舊正を利用して來連出席するあり、中々盛會を呈す、今晚は老頭兒三勇士に依つて清酒が寄附せられたので若者達は酔ひの淵瀬に菴進する、メートルの揚がるにつれて種々と氣焔があがつて、無段者の強がり巾を利かす、いつもながら和氣藪々、喜悅に満ちた數刻を過ごし九時半愈々討入に進軍と御輿をあげて、學歌を高唱しそば屋の二階を降る。

(出席者) 高濱直一、飯田昇、木村俊八、室山宇太郎、秀島全治、岩本三郎、加來茂彦、萩原博、早川源四郎、結城丙太、三宅美孝、井上欣助、佐藤丈夫、平井三朗

千里山十期會

昭和十三年十二月、於共同ビル千里山十期會秋季總會を開催、會するもの三十名、種々懇談の後出征學友二十有六名に對し慰問狀を發送、各自署名して遙かに其の武運長久を祈つた。

當役員を改選して左の高君當選す
河内 兼三君 澤 小一君 田中 巧君
北川喜八郎君 永井 芳一君
尙又會務所を左の所に移す
大阪市北區音根崎新地六三
辯護士 河内 兼三方
電話北六七三番

尙又總會席上全員の熱意により

「十期會十日會」を結成し毎月十日午後六時より八時半までの間心齋橋ドンバル喫茶店(丸善書店南隣)を俱樂部として會合し各自閑暇のあるものは當日成るべく參集しお互に智識の交換、相互向上、利用の一端に資することにした

十期會員は誰でも任意に豫定の時間に行けば誰かに會つて愉快に談合が出来るのである。奮つて毎月でも參加されんことを希望する(會費不要)(永井報)

會員消息

田村 淺一君(明四專法) 山口縣教育會館(山口市後河原町電山口三八三)に勤務、住所は山口市湯田町中道六六三に移轉、このほど其心境を詩に依せて披露せられた

僕客於阪神間者三十五年矣昨秋歸鄉
卜居湯田近獲賦懷一首
甲山薨日夢鄉關 今夕鄉關憶甲山
猶有故人忘不得 情親三十五年間

戰線だより

生徒主事 可野敏四郎

(前略)漢口攻略には他師團に先手を打たれ、遺糧千萬に御座候、然し大別山の山中にて敵の精銳十一ヶ師を引受け、爲めに漢口攻略を早めたる功績は大なるものと自負いたし居り候、目下漢口を去る僅七、八里の附近に警備致し居り候、當地方も一般の爆撃の爲め城内所々破壊され、仲には焼失せる部分も有之候も、大部分の日軍は全部城内に居住致し居り候、支那人は總べて城外に居住せしめ、日軍保護の下に各家業に従事せしめ居り候、約二萬人位にして大部分は商店主として、お客は支那人にて野菜類の大部分は軍隊に納入せしめ居り候、其他商店。雜貨店多く日本製羊羹も店頭にある有様にて、大部分の雜貨も日本品に御座候、市場は毎日開設、二三千の支那人の右往左往する有様は實に一大奇觀に御座候、揚子江産の川魚は大部分を占め、四尺近くの鯉もおり、かなり珍らしいものも有之候、私共出征者として初めて見る風景に御座候、御蔭様により元氣に討伐行動も致し居り候、附近の村落は全部五色旗に日章旗の併立し、此の日章旗を仰ぐ時言ひ知れぬ感に打たれ申候(後略)

中支派遣軍柴田部隊長瀧部隊可野隊

昭一〇專國 後藤速雄
(前略)我が皇軍は全支那にわたり、破竹の勢で月に日に殘敵を殲滅して居ります。皇軍の前には光ありて一般民衆も今や皇軍を一途にたよりとてある次第であります。長期戦でもあり、大いに頑張ります、最後

西村勇次郎君(大五 專經) 警部補、新町署より大阪府
警務課へ轉勤

宇喜多景家君(大八 專法) 兵庫縣總務部地方課に勤務
堀 熊治君(大九 專法) 住所は神戸市須磨區前池町
二丁目一五ノ三

中谷五一郎君(大一〇 專法) 警部に任ぜられ、島之内署
より福島署へ轉勤

東條 武夫君(大一一 專商) 鹿児島銀行指宿支店長より
全出水支店長(鹿児島縣出水郡出水町)に轉任
白井 裕治君(大一二 專經) 名古屋鐵道局を辭し、北京
鐵路總局に勤務、住所は北京東城總布胡同、木本
虎一方

中山 幸市君(大一二 專商) 日華貿易産業會社專務、北
支經濟視察に赴き北京に支店を開設、徐州、濟南
青島を経て歸社、四月下旬には中支方面主要都市
視察に赴かれる

壺田 倫夫君(大一二 專商) 堺市立實業補習學校長より
貝塚町立實業學校長に轉任

柴田外記馬君(大一二 專法) 武田長兵衛商店本工場(東
澁川區十三西之町四ノ五四)に勤務、住所は三島
郡吹田町三〇七七

赤木 元市君(大一二 專法) 警部、朝鮮慶尙南道固城警
察署長として在勤

大原 資可君(大一二 專法) 歩兵第八聯隊付中尉として
在勤

山川 兵一君(大一二 專法) 警部補、川口署より今宮署
へ轉勤

谷口新太郎君(昭三 專法) 警部補に任ぜられ、大阪府
特高課より中本署へ轉勤

徳野 正君(昭三 專商) 宮本商會 港區魁町五ノ五
に勤務、住所は住吉區西今川町四ノ五〇
松田 一夫君(昭三 專商) 住所は住吉區天王寺町三三
六〇(電天王寺三四三六)

赤松徳治郎君(昭四 專法) 廣島鐵道局に勤務、住所は
廣島市三篠本町三ノ一四五八

諫山 征二君(昭四 專法) 八幡製鐵所を辭し、桃中鐵
業所(南京赤壁路一二、華中鐵礦公司氣付)に勤務

藤本榮治郎君(昭五 大法) 天津特別市公署教育局勤務
にして、天津滙文中學校派遣教官を兼任、住所は
天津市河北黃緯路一七號清風寮

伊藤 岩吉君(昭五 專法) 大阪市電氣局運輸部に勤務
住所は兵庫縣川邊郡川西町小花字中川原

植師 治朗君(昭五 專法) 兵庫縣土木部庶務課に勤務
住所は兵庫縣武庫郡御影町濱中三七八ノ四
椎木 昌雄君(昭五 專商) 住所は住吉區山阪西ノ町三
ノ三二

中島 常雄君(昭六 大法) 山代炭礦事務所(佐賀縣西
松浦郡山代町)に勤務

越智千代麿君(昭六 專法) 警部補、朝日橋署より大阪
府經濟保安課へ轉勤

佐藤 恒雄君(昭六 專經) 住所は北區梅田町九二

に中支戦線より各位の御進勝を切に御祈ります。

專二法二 阿部 信義

(前略)大陸に參り早三ヶ月経過致しました。すつかり大陸的氣分になりつゝありますが、テロ事件或は種々の事件で仲々と歩哨線は方んで居ります。月の夜の歩哨に立ちまはしては學校の皆様を偲びます、三月に入り雨續きで、〇〇江の水も多くなり「水と兵隊」と申したい生活を送つて居ます、大陸に來て支那人の姿、心理を幾分つかむ事が出來ると共に、日本人の短所をも深く味はされました。明日知れぬ生命ですが餘裕綽々として一日を元氣に過して居ます、今後は一層緊張して銃後皆様の期待に逆かざる様努力致す覺悟で居ります(後略)

中支派遣軍片村部隊氣付志賀部隊作田隊

專二法一 渡邊 一男

(前略)血腥き戦線に早や一年有八ヶ月、一昨夏應召聖戰の旗の下、見渡す限り涯なき北支の野、赤き高粱の穂波を分け、心身凍る大黃河渡河戦より各地に轉戦、敵を急追又急追、其の止まる處を知らず、目下中支の〇〇に元氣奮闘を續けて居り、執拗なる殘敵の蠢動に緊張の日々を送り居り候、昨日學報を入手致し、先輩學友諸兄中、幾多の戦歿者を出し、忠靈塔建立の義有之由、誠に結構なる御金、後ればせ乍ら小生のせめてもの心遣りと甚だ僅少には候へども御送金申上げ候間建立基金の一助とも相成り候へば幸甚と存じ候(後略)

北支派遣軍渡邊猛部隊藤田廣部隊家城小隊

川崎豊次郎君(昭六 專經) 大阪朝日新聞社廣島通信局
(廣島市下中町) に勤務

北村 利一君(昭一〇 大法) 住所は住吉區住吉町一二六

櫻井 忠良君(昭十專一法) 奈良縣磯城郡平野村滿田四
四二に轉居

福田 寧君(昭十專一經) 三井物産大連支店を辭し、
旭華鑛業公司(青島安徽路三號) に勤務

谷口 彌一君(昭十專二法) 辯護士、事務所は(東區博
勢町二ノ六八、電船場一三九) 住所は天王寺區北
山町二三に移轉

山町二三に移轉
信市君(昭十二專二法) 山陽線糸崎驛より廣島鐵道
局總務部保健課に轉勤

山口 周吉君(昭十專二法) 辯護士試補として植田完治
法律事務所(東區豊後町三三) に勤務、住所は北
區芝田町一〇四

小笠原 衛君(昭十專二商) 熊本陸軍教導學校歩兵砲隊
より福山歩兵第四十一聯隊歩兵砲隊に轉務

増村 義夫君(昭十專二商) 大阪市社會部勤務、住所は
堺市遠里小野町一〇三七

眞雁 正一君(昭十 專英) 大阪商船會社船客課に勤務
佐々木義秋君(昭十一大法) 下關河野高等女學院を辭し
陸軍天津特務機關縣指導官として、沙河縣公署に
勤務

野村 士郎君(昭十一專二法) 住所は住吉區天王寺町南
代ヶ丘二六八一

片山周三九君(昭十一專二法) 國鐵を辭し、岡本工業會
社(昭和區東郊通二) に勤務、住所は名古屋市中
區丸田町六ノ一二

尾崎 幸一君(昭十一專二法) 警部補、額田署より平
野署へ轉勤

神田 直君(昭十一專二法) 警部補、大阪府警務課
より今宮署へ轉勤

岸本 武雄君(昭十一專二經) 南河内郡高鷲村東大塚
六一四に移轉

菅保卯一郎君(昭十一專二商) 住所は住吉區駒川町八
ノ二五

橋本 三郎君(昭十二專二商) 是則運送店福井支店(福井市城町) に勤務

志岐 五六君(昭十二專二商) 滿洲國新京長慶街順天寮
一一〇號に移轉

新家 庸弘君(昭十二專二商) 日産化學工業會社京城出
張所に勤務、住所は京城府旭町一ノ一七八岸田方
北村 七藏君(昭十二專二法) 住所は北區都島本通三ノ
五五、中村方

藤本 宗一君(昭十二專二法) 玉造小學校に勤務、住所
は東區八丁目中寺町、梅松院内

矢景 茂君(昭十二專二經) 西淀川區西塚本町五六四
に移轉

坂根 寅夫君(昭十二專二商) 住所は尼崎市杭瀬堤外二
一ノ一

澁谷 喜章君(昭十三專二商) 兵庫縣美嚨郡三木町平山
九九七、土井長男方に移轉

松井康治郎君(昭十三專二經) 東京磨鋼帶製造所(王子
區神谷町二ノ一〇八〇) に勤務、住所は淀橋區下
落合一ノ三〇四、吉川幸一方



毎日の速記に
書き長き
錆ないミカドペン

改姓名

- | | | | |
|----------|-------|-----|-------|
| (舊) | 竹中 一夫 | (新) | 松田 一夫 |
| (昭三 專商) | 山本 治朗 | | 師治 朗 |
| (昭五 專法) | 土井 義章 | | 溝口 義章 |
| (昭八 專二法) | 田中 數美 | | 西田 數美 |
| (昭九 專一法) | 川本 信市 | | 筒井 信市 |
| (昭十 專二法) | 梅垣 義夫 | | 増村 義夫 |
| (昭十 專二商) | 志茂 龜治 | | 山根 龜治 |
| (昭十二 專英) | | | |

逝去

- 藤村 勝朗君(昭八專一商) 昭和十四年二月十九日逝去
遺族は藤村理次氏、住所豊中市山ノ上九七
- 桔梗 豊雄君(昭十專二法) 昭和十一年七月二十八日逝
去
- 増田 國夫君(昭十三專一法) 昭和十四年三月二十四日
逝去、遺族増田はつ氏、住所北區都島中通五丁目

經商學部商業學科

橘谷	檀野	高野	高坂	田正	吉ヶ江	横道	甲斐	金戸	渡邊	臨本	渡邊	大館	大野	堀部	堀内	西山	西村	長谷川	橋本	池田	飯田	伊原	
重	重	辰	正	正	正	正	正	邦	順	三	敏	明	芳	季	喜	太	正	武	文	佐	廣	典	浩
弘	雄	辰	茂	視	師	幸	夫	雄	四	鹿	夫	太	男	夫	喜	英	一	宏	太	廣	典	浩	友
三	同	同	大	和	兵	大	大	大	兵	兵	石	大	大	大	大	兵	大	京	大	愛	愛	奈	岡
重	同	同	阪	歌	庫	分	阪	分	分	庫	川	阪	泉	阪	長	庫	阪	都	都	愛	愛	長	山

(五三名)

池田	伊賀	野上	森	平尾	三宅	弓揚	金普	木村	有馬	寺尾	小松	福田	藤田	玄仁	久野	楠野	村上	向井	永井	長谷	根崎	孫本	田中	高原	高橋	金澤	渡邊	太田	大月	星川	西井	鉢嶺	橋本	
正	焉	正	登	登	晴	根	根	裕	一	浩	三	田	田	仁	耕	上	嘉	真	井	井	谷	崎	宗	正	滿	一	秀	定	宗	秀	博	清	大	明
男	雄	廣	男	男	男	朝	朝	茨	香	同	同	一	正	曉	市	衛	瑞	大	大	文	壽	大	五	鈇	隆	敏	市	利	夫	弘	二	馨	兵	
島	愛	媛	山	庫	鮮	木	川	川	阪	川	鮮	川	山	鮮	庫	山	知	媛	阪	庫	庫	知	葉	鮮	阪	根	阪	庫	取	阪	形	重	繩	庫

(四一名)

專門部第一部法律學科

專門部第一部經濟學科

井上	末廣	山口	山根	熊澤	宗一	中村	中村	高田	高山	河野	片岡	河野	柏野	岡部	奧平	奧平	朝長	林國	萩崎	今里	森勝	森直	森山
猛	岩	昇	夫	夫	夫	成	慶	己	美	夫	夫	寬	善	晴	親	光	長	國	幸	達	夫	直	山
宮	大	山	夫	島	山	福	同	岡	奈	大	大	岡	次	一	同	同	兵	大	愛	京	大	山	山
城	同	口	岡	根	知	口	口	山	同	阪	阪	同	重	山	庫	庫	阪	知	部	都	阪	阪	阪

(二一名)

專門部第一部商業學科

岡田	面地	奧村	岡本	千歸	保崎	本宮	堀内	西川	西森	濱坂	波野	服部	羽賀	春山	坂東	林信	早助	岩本	今利	井上	石黒	井上	石富	飯田	井上	井上	井上	石美	犬伏	石川	乾直	井上	井上	石田
卓	一	重	清	真	初	真	一	正	正	福	通	雄	彦	典	一	一	敏	雄	二	男	三	男	治	登	雄	清	清	治	美	夫	夫	隆	雄	夫
章	同	愛	大	香	岡	愛	熊	大	大	阪	阪	知	島	同	庫	阪	同	山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

南里	都志	塚原	辻誠	續正	土花	立正	田中	田正	高橋	田賀	大郎	武田	高本	民谷	武謙	高島	横山	吉富	米富	吉富	川端	川端	郭正	龜正	金子	若園	渡邊	奧忠	小野	大伊	小原	小原	小倉	大方			
賢	德	誠	勝	明	夫	次	人	廣	豐	松	美	平	謙	孝	諫	贊	茂	弘	與	與	雄	厚	英	榮	堅	貞	幸	幸	幸	伊	滿	亮	三	爲	敬		
吾	二	一	勝	勝	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

川香川兼鎌神和渡岡大荻尾岡大岡大與岡大小温德富塔星西西西林林橋服番春岩生
田河川松田武田邊木江野原本岡田前村烟倉品田田本見小濳光年三重
一英一豐一浩一王哉寛昇夫之男一剛吉義信雄雄正正謙益幸輝燦己造夫兵
郎岡大兵大久岡(大)廣大富大根取口阪庫阪義香三山重口川()阪庫山賀阪庫島阪
山阪庫阪島山阪島阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪

中難中中中中長中櫛中津塚坪塊津辻田竹高巽棚田高田横四米米横茅片笠加川加勝
波島田桐村井迫江原野田越山田中內島倉中中前田橫前田津山原山英直一平山
政俊好新正克秀忠具光康準大元寛善芳夫伊三郎兵治仁郎躬愛一德大英直
德雄保美次王大廣島武次大武愛大賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀賀
鹿兒島庫阪長阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪

松松増松樞安山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山
田本田木崎納井口岡本口崎中口崎岡下坂中野田手內井田藩崎村末海蔚岩正野
剛琢清美一利史重岩伊安正守清重義德忠孝寬英二郎同同同同同同同同同同同
繁也司同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

北金貴北木木坂酒瀨澤坂阿青青赤寺寺榎小古小甲後小古藤福藤藤福福眞増松前松松
村志山下谷內井見初三陽部木堀西田勝山賀中田清猛松松中田西櫓田田井島永鍋
泰一久雄香又三郎大愛京都勝次燕本登愛兵庫庫庫庫庫庫庫庫庫庫庫庫庫庫庫
之入己同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
奈朝和歌山庫阪長阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪

義門友木馬
元田金龍場
正修正文
繁文治隆彦大
大(鹿兒島)庫阪阪
**專門部第二部
文學科國語漢文專攻科
(一三名)**
杉杉鈴杉森森森盛守森森廣東日濫鹽柴篠芝峯南宮宮水溝
本本木本本本永垣岡永本下兼向浦谷谷田元幸里川島上
道正勝四威新英猶正照定俊兼泰二郎兵敏夫長香同要同大次郎三冲山男
男茂勝東靜瀉長三兵重庫阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

菅關望平嶋柴三二丸松松前辻田田加味大岡梁富邊井井
野一月野田宅川本下本野口倉根谷本基井井
一明石忠日利桐正政正義清英養三孝河榮夫傑男雄
忍郎憲雄正(和歌山)阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪
京長廣兵庫阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪
都野島庫阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪阪

**專門部第二部
文學科英語專攻科
(二三名)**

校友各位に

校友会々則改正第二年の本春、新一千餘名の卒業會員を迎へ會員數一萬六千を超ゆる盛況は誠に喜ばしい次第であります。興亞新秩序建設に参加して八紘一宇の聖業に賛賛する全會員が母校を紐帯として團結する鞏固なる校友會實現に積極的なる御協力を惜まれんことをお願い致します。

尚昭和十四年度校友會費(金參圓)は手數と無駄な經費を省くため最も確實安全な振替郵便を御利用下さい。

昭和十四年四月

關西大學校友會

振替大阪五五五九四番

校友會會則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ關西大學校友會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員相互ノ交誼ヲ厚クシ會員ト關西大學トノ關係ヲ密ニシ關西大學ノ隆盛ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ其目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、學報ノ配付
 - 二、會員名簿ノ發行
 - 三、本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 第四條 本會ハ本部ヲ關西大學本部内ニ置キ支節ヲ必要ノ地ニ設置ス

第二章 會員

- 第五條 左ノ資格ヲ有スル者ヲ會員トス
 - 一、關西大學、元關西法律學校卒業者
 - 二、關西大學役員及教職員
 - 三、推薦校友
- 第六條 附屬關西甲種商業及第二商業學校職員ニシテ推薦セラレタル者
- 第七條 附屬關西大學元役員元教職員ニシテ評議員會ニテ推薦セラレタル者
- 第八條 會員ハ會費トシテ毎年六月末日迄ニ金參圓ヲ納ムルモノトス
- 第九條 但シ一時ニ五拾圓納入シタル者ハ爾後ノ會費ヲ徴セス
- 第十條 會員ニシテ本會ノ體面ヲ毀損スル行爲アリタル者ハ總會ノ議決ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得

第三章 役員

- 第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一名
 - 副會長 一名
 - 常議員 二十名
 - 評議員 若干名
- 第九條 會長ニハ關西大學學長ヲ推ス
- 第十條 副會長ハ常議員會ニテ推薦ス其任期ハ二ケ年トス
- 第十一條 評議員中六十名ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス其任期ハ二ケ年トス
- 第十二條 支部ノ役員ハ其任期中ハ職務上評議員タルモノトス
- 第十三條 但シ其支部ニ役員二名以上アル時ハ代表者ニシテ當ル
- 第十四條 常議員ハ評議員會ニテ京阪神在任評議員中ヨリ互選ニテ之ヲ定ム其任期ハ二ケ年トス
- 第十五條 會長ハ會務ヲ統轄シ總會ニ於テ院長トナル
- 第十六條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第十七條 常議員ハ會務ヲ處理ス
- 第十八條 常議員ハ互選ヲ以テ三名ノ常任幹事ヲ置ク
- 第十九條 常議員選舉ニ關スル事項
 - 一、常議員選舉ニ關スル事項
 - 二、會則變更ニ關スル事項
 - 三、會則第五條第五項ノ會員推薦ニ關スル事項
 - 四、其他重要ナル事項

第五章 會計

- 第二十條 本會ノ經費ハ會費其他ノ諸收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二十一條 本會ニ基本財産ヲ設定シ第六條但書ニ依リ一時納入會費並ニ基本財産ノ造成ヲ目的トスル寄附金品ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ヲ以テ終ル
- 第二十三條 第六條 支部
- 第二十四條 本會支部ハ支部規則會員ノ住所氏名及職業ヲ具シテ本會本部ニ報告シ常議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
- 第二十五條 前項ニ異動シタル場合ハ本會本部ニ報告スルモノトス
- 第二十六條 本會支部ニハ一定ノ事務所ヲ設ケ役員ヲ置クモノトス
- 第二十七條 附則
- 第二十八條 本會則ノ變更ハ評議員ノ過半数ノ同意及總會出席者三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第二十九條 本會則ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ實施ス(昭和十三年二月十四日改正)

大正十四年七月十五日創刊
昭和十四年四月十日印刷
昭和十四年四月十五日發行

編輯人 神屋敷民藏
發行所 關西大學學報局
大阪市東區長柄中道二丁目十二番地
大阪市東區長柄中道二丁目十二番地
大阪市北區堂島上三丁目十五番地

印刷所 谷口印刷所
大阪市東區長柄中道二丁目十二番地

關西大學
大阪市東區長柄中道
本部電話 堀川 一〇三九
本部電話 堀川 一〇三九
本部電話 堀川 一〇三九
本部電話 堀川 一〇三九
本部電話 堀川 一〇三九

千里山學會 大阪市外千里山
本部電話 堀川 一〇三九
本部電話 堀川 一〇三九
本部電話 堀川 一〇三九
本部電話 堀川 一〇三九

大阪商大教授
經濟學博士

堀 經 夫 著

最新刊

地代論史

— 特別に差益地代説を中心として —

菊 判 上 製
三 〇 〇 頁
定價貳圓五拾錢
送料 拾四錢

經濟特殊研究叢書 第五編

本書は所謂差益地代説の成立を歴史的に詳説した我が國最初の文献である。斯説を論ずるに當つてかのリカアドウを忘れ得ないことは言ふまでもないが、本書には彼の學説を中軸として其の前後の諸説をそれに係らしめつゝ縦横に論述してある。差益地代説に關する限り英米獨の著名なる學者にして本書中に検討されざるはなく、讀者は一目にして關係學者の所説の本體を衝き得ると共に地代に關する差益理論の本質を自ら會得し得るであらう

(内容大綱)第一章リカアドウ以前の地代論、第二章リカアドウと同時代の地代論、第三章マルサスとリカアドウとの地代論争、第四章リカアドウの地代論の要點、第五章リカアドウの地代論の繼受及び擴充、第六章リカアドウの地代論の批判

第經濟特殊研究叢書一編	矢内原忠雄著	帝國主義下の印度	定價貳圓五拾錢 送料拾四錢
第經濟特殊研究叢書二編	正井敬次著	金融論研究	定價貳圓五拾錢 送料拾四錢
第經濟特殊研究叢書三編	堀江保藏著	日本資本主義の成立	定價貳圓五拾錢 送料拾四錢
第經濟特殊研究叢書四編	南亮三郎著	人口理論と國際貿易	定價參圓五拾錢 送料貳圓

大阪大替振
北區三番一
區九番七
梅田區一
新田區七
道新番二

大 同 書 院

東京駿臺中央大學前
振替東京一八二八番
電話神田二二二八番



高等・専門・大學生諸士の書店としての

當販賣部東店は、常に店内の充實をはかり、あらゆる専門書を取揃へ、皆様の御来店をお待ちしてゐます

何卒書籍に關する御用は弊堂を御利用下さいませ

●主要販賣圖書

- 法律・經濟
- 商業・工業
- 機械・産業
- 宗教・哲學
- 文學・社會

駿々堂心齋橋販賣部

市電一橋下車北へ三軒目の東西兩店
電話一〇〇七番・五〇七番

大阪府南區東水町二九 駿々堂出版部 電話一四二〇八番